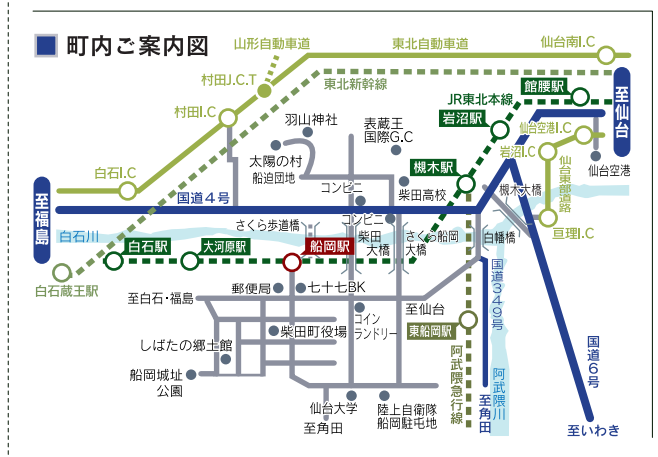
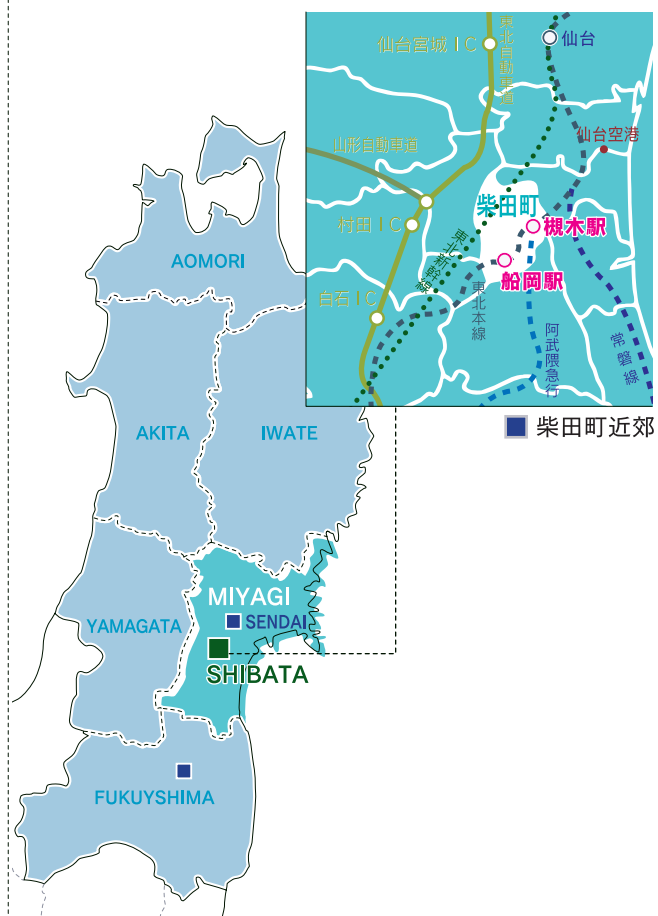


## ACCESS

### 宮城県柴田町ご案内



交通機関ご利用の場合	お車でお越しの場合
<b>JR東北本線ご利用</b> 白石 船岡 榎木 仙台 約20分 約5分 約30分	<b>東北自動車道ご利用</b> 村田I.C. 船岡 榎木 約15分
<b>阿武隈急行線ご利用</b> 福島 東船岡 榎木 船岡 約70分 約4分 約5分	<b>国道4号線ご利用</b> 白石 船岡 榎木 仙台 約30分 約10分 約30分
<b>仙台空港アクセス鉄道ご利用</b> 仙台空港 名取 榎木 船岡 約10分 約15分 約5分	

お問い合わせ  
 〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号  
**柴田町 地域産業振興課 商工観光班**  
 電話. 0224-55-2123 FAX. 0224-55-4172  
 E-mail promote@town.shibata.miyagi.jp

### 各種優遇措置

- 1 企業立地促進奨励金
- 2 企業立地用地取得助成金
- 3 雇用促進奨励金
- 4 緑地推進助成金

### 各種の協力

- 1 情報及び資料の提供
- 2 事業用地のあっせん
- 3 従業員の確保の協力
- 4 道路、上水道その他の企業立地に必要な協力

### 対象企業者 (指定企業者)の条件

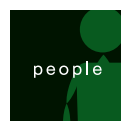
町内に事業所を新設、移設又は増設する企業者で次の要件に該当し、町長が認めたもの。

- 1 町内において、製造業、情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、運輸業（道路貨物運送業、倉庫業、梱包業）、サービス業（学術・開発研究機関、自動車整備業、機械修理業）などを営むこと。
- 2 事業開始時において、投下固定資産の取得価格（賃借料を含む。）の総額が3,000万円以上であること。

産業振興と  
雇用拡大を目指して



## 柴田町企業立地優遇制度



企業と共に歩む協働の町づくり



柴田町



産業振興と  
雇用拡大を目指して

柴田町企業立地促進条例(企業立地優遇制度)  
を制定いたしました。

当町に企業進出を考えている町外の企業や規模拡大を考えている既存企業のサポートを行うため、「柴田町企業立地促進条例」を制定いたしました。

この条例は、このような企業に対して奨励金、助成金等の各種優遇措置と、情報の提供、事業用地のあっせん等の各種協力を講じることにより、企業の立地を促進し、産業振興と雇用の拡大を図っていきます。



## 企業立地促進制度の概要

区分	企業立地促進奨励金	企業立地用地取得助成金	雇用促進奨励金	緑地推進助成金
交付要件	指定企業者	①指定企業者が事業用に供した3,000㎡(中小企業者は1,500㎡)以上の土地を取得する場合かつ建築面積においては1,000㎡(中小企業者500㎡以上)の事業所を建設する場合。 ②用地取得後3年以内に事業を開始する場合。	指定企業者が事業開始から3年までの間に、町内に住所がある者を新たに常用雇用者として雇用し、引き続き1年以上雇用していること。また、他市町村から町内に転入した者を、引き続き1年以上雇用していること。 ①新規常用雇用者 ②新規学卒常用雇用者 ③転入常用雇用者※2	事業開始後3年以内に取得用地面積の10%以上を緑地化した場合。
交付金額	投下固定資産*1(土地、家屋、償却資産)に係る固定資産税、都市計画税相当額。ただし、土地については新設等した事業所の家屋の建築面積に限る。 ※事業所を建て替えた場合は、新旧事業所それぞれに係る固定資産税、都市計画税の差額相当額。	用地取得価格の10%	①新規常用雇用者 10万円×人数 ②新規学卒常用雇用者 15万円×人数 ③転入常用雇用者 20万円×人数 ※1人1回に限る。	緑地内に要した経費の30%
交付限度額	なし	1億円	500万円(3年間通算で)	200万円
交付対象期間	5年間	1回	3年間	1回

※1 投下固定資産とは、企業が事業所を新設・増設または移設するために取得(貸借を含む)した土地・家屋及び償却資産のうち、町の固定資産台帳に登録されたもの。

※2 転入常用雇用者とは、事業開始日以後に町内に転入し引き続き1年以上住所を有する常用雇用者。

